

平成25年5月16日

各 位

ハウスコム株式会社
代表取締役社長 落合 巧
(JASDAQコード番号：3275)

問合せ先

経営企画室兼広報IR室 課長 佐々木 司
電 話 03-6717-6939

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月24日開催予定の第15期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 第7条の一部追加は、定款授權による取締役会決議に基づく自己の株式の取得につき、明確化の観点から根拠条文を追加するものであります。
- (2) 第15条の一部追加は、将来的な備えとして表記を追加するものであります。
- (3) 第18条の一部削除は、後述の第28条との表記の整合性を合わせるため、一部削除するものであります。
- (4) 第28条の変更は、監査体制の強化および充実を図るため、監査役の員数を現在の3名以内から5名以内に増員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得) 第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により</u> 、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および <u>連結計算書類</u> に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>3名以上</u> 10名以内とする。	(員 数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。
(員 数) 第28条 当社の監査役は、 <u>3名以内</u> とする。	(員 数) 第28条 当社の監査役は、 <u>5名以内</u> とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月24日（月曜日）

定款変更の効力発生日 平成25年6月24日（月曜日）

以 上